

〈 シニアライフローン 〉 商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	シニアライフローン
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方 ・国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に同年金受取口座を有している方、または受取口座を指定する手続きをされた方 ・年金担保借入がない方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ・当金庫の事業区域内に居住又は勤務されている方、若しくは、当金庫の事業区域内に転居することが確実と見込まれる方
3. お使いみち	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ① 申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が①を用途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン(切替プランを除く)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(①と合わせた申込みに限る)
4. ご融資金額	100万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
6. ご融資利率(保証料含む)	固定金利となります。 お取引内容により減免金利もございますので、窓口でお問い合わせください。
7. ご返済方法	隔月(毎月の返済はできません)元金均等・元利均等返済(約定返済日は偶数月15日) ※返済日が休日の場合、前営業日となります。 ※元金返済据置期間は6ヶ月以内 ※6ヶ月ごとの増額(ボーナス)返済併用は不可
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 但し、一般社団法人しんきん保証基金より保証条件となった場合は必要となります。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時~17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
10. その他	審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。また、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。